

【施設認定申請に関する Q&A】

Q: 実態調査または年次報告の期間について

A:申請の前年 1月 1日より 12月 31 日までの 1年間となります。スタッフ数等については、申請前年 12月 31 日時点を記載してください。

Q: 専従の定義について

A: 専従、専任の定義は、厚労省の定義、すなわち「「専従」および「専任」とは、当該医療機関における当該診療従事者が、「専従」については「8割以上」、「専任」については「5割以上」当該業務に従事している者をいう」に従います。

Q: 疾患別プロトコールについて

A: 形式については、特にございません。認定規程に記載されている「主な疾患別の放射線治療プロトコールが明文化されている」ものであればどのような形式でも結構です。

本項目の主旨は、その施設の治療プロトコールをスタッフ間で共有する、ということでないので、なんらかの形でプロトコールがあれば、簡潔なものでかまいません。

Q: 「本会のデータベース委員会が実施する調査に協力している。」について

A: 構造調査の協力は必須条件となります。現在進められている症例登録については、平成 25 年度症例登録期間はすでに終了しておりますので、現時点では推奨いたします。ただ、症例登録システムへの施設登録は受け付けているとのことですので、適宜登録をお願いいたします。

Q: 特殊な放射線治療(小児専門、粒子線治療等)を実施している施設について

A: 現在、基準を検討中です。

Q: 認定施設制度への要望について

A: 認定施設制度は、安全かつ高精度の放射線治療を推進することを目的としています。そのため、時代の変化にあわせて、認定施設規程は改訂が必要と考えます。ご要望等がありましたら、JASTRO 施設認定委員会まで御連絡ください。

Q: 規程第8条「放射線治療部門が確立されている」とは?

A: 下記のような場合が想定されるかと存じます。

・放射線治療を行う専門診療科(放射線治療科等)として独立している場合

・放射線科(放射線診療科)の中に、放射線治療を行う部門(放射線治療部門等)が設置されている場合

・中央診療部門として、放射線治療を行う部門(放射線治療部門等)が設置されている場合 等

もちろん、院内HP等でそれが明確になっていることが望ましいです。

但し、いずれの場合においても、当該科あるいは当該部門の責任者として常勤かつ専従の放射線治療専門医が配置され、その責任者が実質的に放射線治療に携わるその他の医師、診療放射線技師、医学物理士あるいは品質管理士、看護師などのスタッフを統括する形でチーム医療として放射線治療を実施していることを求めております。

なお、認定後に認定要件の訪問調査等を実施させて頂く場合もありますので、もし未整備でしたら、内規や組織図なども整備をお願いいたします。